

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する規則新旧対照表

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（設置等の届出期限）</p> <p>第27条 法第9条の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出又は同条第8項の規定による一般廃棄物処理施設に係る変更の届出は、工事に着手する日の30日（一般廃棄物の最終処分場については60日）前までに行わなければならない。</p>	<p>（設置等の届出期限）</p> <p>第27条 法第9条の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出又は同条第7項の規定による一般廃棄物処理施設に係る変更の届出は、工事に着手する日の30日（一般廃棄物の最終処分場については60日）前までに行わなければならない。</p>
<p>（産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更に係る協議の手続等）</p> <p>第33条の6 （略）</p> <p>2-4 （略）</p> <p>5 第33条から前条までの規定（条例第23条の7第1項第3号に掲げる施設に係るものに限る。）は、法第15条の2の6第1項の規定による許可を受けようとする者及び同条第3項の規定により準用する法第9条第3項の規定による届出を行おうとする者について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更に係る協議の手続等）</p> <p>第33条の6 （略）</p> <p>2-4 （略）</p> <p>5 第33条から前条までの規定（条例第23条の7第1項第3号に掲げる施設に係るものに限る。）は、法第15条の2の5第1項の規定による許可を受けようとする者及び同条第3項の規定により準用する法第9条第3項の規定による届出を行おうとする者について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

(指定の基準)

第35条 (略)

2 市長は、廃棄物の再生活用を業として行おうとする者から施行規則第2条の3第2号又は第10条の3第2号の規定による指定の申請があった場合には、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、これらの規定による指定をしないものとする。

(12) 施行規則第6条の3第5号又は第12条の12の4第5号に適合していること

(指定の基準)

第35条 (略)

2 市長は、廃棄物の再生活用を業として行おうとする者から施行規則第2条の3第2号又は第10条の3第2号の規定による指定の申請があった場合には、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、これらの規定による指定をしないものとする。

(12) 施行規則第6条の4第5号又は第12条の12の4第5号に適合していること